

## 社会福祉法人千葉県社会福祉事業団役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人千葉県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）定款（以下「定款」という。）第8条、第21条及び第22条の規定に基づき、理事、監事、顧問及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤の役員等については、報酬、通勤手当及び旅費を支給するものとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- (2) 非常勤の役員等については、業務に応じた報酬及び旅費を支給するものとし、賞与、通勤手当及び退職手当は支給しない。

### (常勤の役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤の役員等に対する報酬等の額は、次の各号の掲げるところによる。

- (1) 報酬 別表1に定める額
- (2) 通勤手当 事業団職員の例により算定した額
- (3) 旅費 事業団職員の例により算定した額

### (非常勤の役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤の役員等に対する報酬等の額は、次の各号の掲げるところによる。

- (1) 報酬 別表2に定める額
- (2) 旅費 事業団職員の例により算定した額

### (報酬の支給)

第5条 事業団の職員を兼ね、職員給与を支給している役員等に対しては、報酬等は、支給しない。また、本人の申出により報酬などを辞退する場合には、報酬などを支給しないことができる。

### (報酬等の支給方法等)

第6条 役員等に対する報酬等の支給方法は、事業団職員の例による。

- 2 非常勤の役員等に対する報酬等は、理事会等に出席した都度、支給する。

### (公表)

第7条 事業団は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

- 1 この規程は、平成29年7月1日から施行する。
- 2 昭和41年7月1日制定の社会福祉法人千葉県社会福祉事業団の役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程は、この規程の実施をもって廃止する。

別表1 (常勤の役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 672,000円

別表2 (非常勤の役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事会等への出席	日額 10,000円